

市税調査に関する承諾書兼誓約書

神戸市長 あて

1. 応募予定者登録申込の提出にあたって以下のことを誓約します。

- (1) 納期限が到来している神戸市税に未納の税額がないこと。
- (2) 上記(1)が事実と相違する場合、「神戸市中央卸売市場本場西側跡地活用事業者募集」に応募ができないと認定されても異議のないこと。又は応募申込受付後に事実の相違が発覚した場合、応募申込みを無効とされても異議のないこと。

2. 上記1(1)の確認のため、以下のことを承諾します。

すべての神戸市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、入湯税及び市たばこ税をいう。）の納付又は納入状況及び申告状況を、神戸市が調査し、その調査結果を「神戸市中央卸売市場本場西側跡地活用事業者募集」の応募資格の確認に利用すること。

3. 上記1の誓約及び2の承諾の有効期間は、土地売買契約書の締結までとします。

登記上の所在地	
本店の所在地	
電話	
名称（ふりがな）	
代表者氏名（ふりがな）	(実印)
※神戸市で法人市民税が課税されている場合、神戸市の法人市民税が課税されている事業所の所在地	

※本様式は代表企業及びその他の構成員の全てが各1通作成して提出してください。

誓約書

神戸市長 あて

応募予定者登録申込の提出にあたって以下のことを誓約します。

1. 本市における不動産の売却に係る契約手続きにおいて、次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する場合も同様とする。
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者。
 - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
2. 国税（法人税、消費税）、地方消費税について未納の税額がある者でないこと。
3. 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当する役員がいる団体でないこと。
4. 暴力団による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）等でないこと。
5. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申し立て、若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。（ただし、更生計画認可決定、再生計画認可決定がなされている場合はこの限りではない。）
6. 上記1～5が事実と相違する場合、「神戸市中央卸売市場本場西側跡地活用事業者募集」に参加申込みできないと認定されても異議のないこと、又は応募申込受付後に事実の相違が発覚した場合、応募申込みを無効とされても異議のないこと。

登記上の所在地	
本店の所在地	
電話	
名称（ふりがな）	
代表者氏名（ふりがな）	(実印)

※本様式は代表企業及びその他の構成員の全てが各1通作成して提出してください。